

横浜市手数料条例の一部改正（市第23号議案）について

1 手数料条例改正の背景

- (1) 土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年4月24日公布）により、土壤汚染対策法が改正
- (2) 土壤汚染対策法改正で、排出される土壤を適正に処理するため、搬出土壤の処理業についての許可制度が新設
- (3) 汚染土壤処理業者の許可申請に際して手数料を徴収することができるため、改正法の施行前に横浜市手数料条例を改正

2 条例改正の内容

- (1) 汚染土壤処理業許可申請手数料

1件 240,000円

手数料額設定の根拠

国が示した書類審査、現地調査及び許可書作成に係る人件費、旅費等を積算し算出

【参考】

- ・神奈川県及び県内の市 240,000円
- ・政令指定都市（札幌市等） 240,000円
- ・都、県（東京都、埼玉県等） 240,000円

- (2) 施行日

土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行日

〔 ただし、条例改正施行日前の手数料の徴収は
平成21年10月23日までの間の政令で定める日と同日 〕

(参考資料)

土壤汚染対策法の一部を改正する法律について

現状と問題点

1 法に基づかない土壤汚染の発見の増加

(発見された汚染土壤の適正管理への不安)

2 掘削除去の偏重

(土地の所有者等の過剰な負担：環境リスク低減の観点でも問題ある掘削除去の増加)

3 汚染土壤の不適正な処理による汚染の拡散

(汚染土壤の不適正な処理事案の発生)

法律の概要

1 土壤の汚染の状況の把握のための制度の拡充

- (1) 一定規模以上の土地であって土壤汚染のおそれのある土地の形質変更時における都道府県知事による土壤汚染の調査命令
- (2) 自主調査において土壤汚染が判明した場合、土地の所有者等の申請に基づき、2の区域として指定し、適切に管理
- (3) 都道府県知事による土壤汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等に関する努力義務

2 規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化等

- 区域の分類化と必要な対策の明確化
 - ① 土地の形質変更時に届出が必要な区域 (形質変更時要届出区域)
 - ② 盛土、封じ込め等の対策が必要な区域 (要措置区域)(※都道府県知事が必要な対策を指示。対策後は、解除又は①の区域に指定)

3 搬出土壤の適正処理の確保

- (1) 2の区域内の土壤の搬出の規制
(事前届出、計画の変更命令、措置命令)
- (2) 搬出土壤に関する管理票の交付及び保存の義務
- (3) 搬出土壤の処理業についての許可制度の新設

4 その他

- (1) 指定調査機関の信頼性の向上 (指定の更新等)
- (2) その他規定の整備
- (3) 施行期日 (平成22年4月1日までの間において政令で定める日)